ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
佐賀労働局

Press Release

佐賀労働局発表
平成２８年５月２７日

【照会先】
厚生労働省 佐賀労働局 労働基準部（健康安全課）
健康安全課長　木原 博徳
地方産業安全専門官　貞木 竜成
電話　０９５２　（３２）　７１７６　（直通）

『第８９回 全国安全週間』がスタートします！

期　　間：平成２８年７月１日（金）～７日（木）

[準備期間：平成２８年６月１日（水）～３０日（木）]

今年で８９回目を迎える全国安全週間〈※1〉が、７月１日から７日までの期間（準備期間６月１日から３０日まで）、

見えますか？　あなたのまわりの　見えない危険
みんなで見つける　安全管理

のスローガンのもと、全国一斉に実施されます。

昨年（平成２７年）の佐賀県における労働災害の死傷者数（死亡及び休業４日以上）〈資料2・3〉は１，０５４人（うち死亡者８人）で、一昨年（平成２６年）に比べ９人減少（－０．８％）しました。しかし、**死亡者数は１名増加し平成２４年以降４年連続で増加しています**。

さらに、本年４月末までの死傷者数〈資料4〉は２６７人（うち死亡者数２人）であり、前年同期と比較して、死傷者数は１４人の増加（＋５．５％）に転じており憂慮すべき状況です。

佐賀労働局（ 局長 松森　靖 ）、**各労働基準監督署**では、全国安全週間の期間及び準備期間中に、

- 各地区において事業主説明会（全国安全週間説明会）〈※2〉の開催
- 労働災害防止団体等との連携による安全パトロールや集団指導
- 労働災害発生事業場に対する監督指導等

を実施するほか、

- 安全衛生優良企業公表制度〈※3〉
- 事業場における安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進
- 労働者への安全教育の徹底
- 労使の安全意識の高揚

などの取組を呼びかけることとしています。

【参考】

※１　「全国安全週間」〈資料1〉は、昭和３年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、産業界での自主的な労働災害防止活動の推進と、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的として、 一度も中断することなく続けられ、 今年で８９回目を迎えます。期間は７月１日から７日までの７日間、準備期間が６月１日から３０日までの１か月間となっています。

※２　佐賀県内の各地区で行う事業主説明会（全国安全週間説明会）の開催日程

地　区	日　時	場　所
唐津	平成２８年６月　７日（火）１４：００～	唐津市高齢者ふれあい会館「りふれ」（唐津市）
鹿島	平成２８年６月　７日（火）１３：３０～	生涯学習センター「エイブル」（鹿島市）
伊万里・有田	平成２８年６月　７日（火）１３：３０～	𠮷の博記念堂　文化ホール（有田町）
鳥栖	平成２８年６月　９日（木）１３：３０～	鳥栖市民文化会館（鳥栖市）
武雄	平成２８年６月　９日（木）１３：３０～	武雄市文化会館ミーティングホール（武雄市）
佐賀	平成２８年６月 １５日（水）１３：３０～	アバンセ（佐賀市）

※３　「安全衛生優良企業公表制度」とは、平成２７年６月１日から、新たに運用されているもので、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業を公表する制度です。この認定を受けるためには、過去３年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。基準を満たした企業は、３ 年間の認定を受けることができ、さまざまなメリット（認定マークの利用や企業の求人募集の際に「安全衛生優良企業」である旨を記載できる等）が得られます。

【資料】

１．第８９回 全国安全週間　リーフレット　〔作成：厚生労働省〕
２．佐賀県における労働災害の推移　〔作成：佐賀労働局〕
３．佐賀県における労働災害発生状況（平成２７年）　〔作成：佐賀労働局〕
　　佐賀県における死亡労働災害の概要（平成２７・２８年）　〔作成：佐賀労働局〕
４．佐賀県における労働災害発生状況（平成２８年１月～４月末）　〔作成：佐賀労働局〕
５．安全衛生優良企業公表制度　リーフレット　〔作成：厚生労働省〕

【資料　1】

第89回 全国安全週間

期　　間 ：平成 28 年 7 月 1 日 (金) ～ 7 日 (木)

【準備期間 ：平成 28 年 6 月 1 日 (水) ～ 30 日 (木)】

(スローガン)

見えますか？ あなたのまわりの 見えない危険
みんなで見つける 安全管理

全国安全週間は、昭和３年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で89回目を迎えます。

この間、労働災害は長期的に減少し、平成27年は統計を取り始めて以来初めて、年間の死亡者数が1,000人を下回りました。

これは産業安全に携わった多くの先人がたゆみなく安全活動を展開した結果得られた画期的な成果と考えております。

一方、近年の産業構造の変化に伴って、拡大を続ける第三次産業等においては未だに安全に関して自ら取り組む意識が十分とは言い難い状況にあります。

また、経験が浅い労働者が職場に潜む危険を察知できないことなどを背景として、休業災害を含む労働災害全体の数は十分な減少傾向にあるとは言えない現状にもあります。

こうした状況を踏まえ、皆様の職場におきましても、「見えますか？ あなたのまわりの 見えない危険 みんなで見つける 安全管理」のスローガンのもと、職場の全員参加で危険箇所を見つけ出し、必要な対策を講じるとともに、職場で働く方々の安全意識を高め、安心して働ける職場づくりを達成いただくようお願いします。

主唱　厚生労働省 、中央労働災害防止協会
協賛　建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会
　　港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「平成 ２８年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

平成28年度全国安全週間実施要綱について（抜粋）

① 安全衛生活動の推進

・安全衛生管理体制の確立　・職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
・自主的な安全衛生活動の促進　・リスクアセスメントの普及促進
・その他の取組（安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承等）

② 業種横断的な労働災害防止対策

・転倒災害防止対策（ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト）　・交通労働災害防止対策
・非正規雇用労働者等に対する労働災害防止対策　・熱中症予防対策　・腰痛予防対策

③ 業種の特性に応じた労働災害防止対策

（１）製造業における労働災害防止対策

・機械・設備等の修理、点検、トラブル処理等の非定常作業に係る安全作業マニュアルの整備
・請負企業の労働者、派遣労働者、外国人労働者等に配慮した安全衛生管理、派遣元・派遣先における安全衛生教育の実施及び責任者間の連絡調整の徹底
・未熟練労働者の経験不足を補完するため、災害事例や視聴覚教材を活用した未熟練労働者に対する安全衛生教育の内容の充実・強化
・鉄鋼業等の装置産業の事業場における老朽化施設対策を含む安全管理に係る自主点検の実施及びその結果を踏まえた対策の実施
・化学設備の定期自主検査の計画的な実施、化学設備の改造・修理等の作業の注文者による文書等の交付等、工事発注者と施工業者との連携等の実施

（２）建設業における労働災害防止対策

＜一般的事項＞

・建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
・元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
・足場に係る改正労働安全衛生規則等を踏まえた墜落・転落防止対策の徹底や手すり先行工法等の「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく措置の実施、ハーネス型安全帯の積極的な使用
・クレーン、移動式クレーン、解体用機械等の車両系建設機械の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底
・事業所と現場の車両移動時の運転者の疲労軽減への配慮

＜東日本大震災に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策＞

・輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
・解体用機械等の車両系建設機械との接触防止、高所からの墜落・転落災害防止対策等の徹底
・一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
・職長、新規入職者等に対する安全衛生教育の確実な実施及び作業内容に応じた保護具の使用

＜平成28年熊本地震に伴う復旧工事の労働災害防止対策＞

・輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
・解体用機械等の車両系建設機械との接触防止、高所からの墜落・転落災害防止対策等の徹底
・一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
・職長、新規入職者等に対する安全衛生教育の確実な実施及び作業内容に応じた保護具の使用
・余震の発生や降雨による二次災害のおそれにも留意の上、土砂崩壊災害防止対策、土石流災害防止対策、墜落・転落災害防止対策等の徹底
・労働者に対する熱順化の状況確認、水分・塩分の適時摂取、休憩場所や休憩時間の設定等の熱中症予防対策の徹底

（３）陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

・荷役作業中の荷台等からの墜落・転落防止対策の徹底
・荷主等との合同による荷役作業場所、荷役作業方法の安全点検及び改善の実施
・適正な労働時間管理、走行管理等の交通労働災害防止対策の実施

（４）小売店、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

・安全衛生教育の実施、内容の充実、安全意識の啓発
・安全パトロール、４Ｓ活動（整理、整頓、清掃、清潔）、ＫＹ（危険予知）活動、危険の見える化、ヒヤリ・ハット等の安全活動の活性化、職場環境や作業方法の改善の実施
・安全推進者の配置促進、安全管理体制の整備

（５）林業の労働災害防止対策

・車両系木材伐出機械等の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底
・チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の徹底
・安全な手順に基づく「かかり木」処理の徹底

職場の安全、安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

厚　生　労　働　省	http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen.html
中央労働災害防止協会	http://www.jisha.or.jp/campaign/anzen/index.html
あんぜんプロジェクト	http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/
職場のあんぜんサイト	http://anzeninfo.mhlw.go.jp/

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

【資料2】

佐賀県における労働災害の推移

平成２７年の県内の休業４日以上の死傷者数は１，０５４人と前年（平成２６年）に比べ9人減少（－０．８%）した。しかし、過去最少を記録した平成２１年に比べ、　１１４人多い（＋１２．１%）状況であった。
また、死亡者数は８人と前年に比べ１人増加しており、４年連続して増加している。

業種別死傷者数

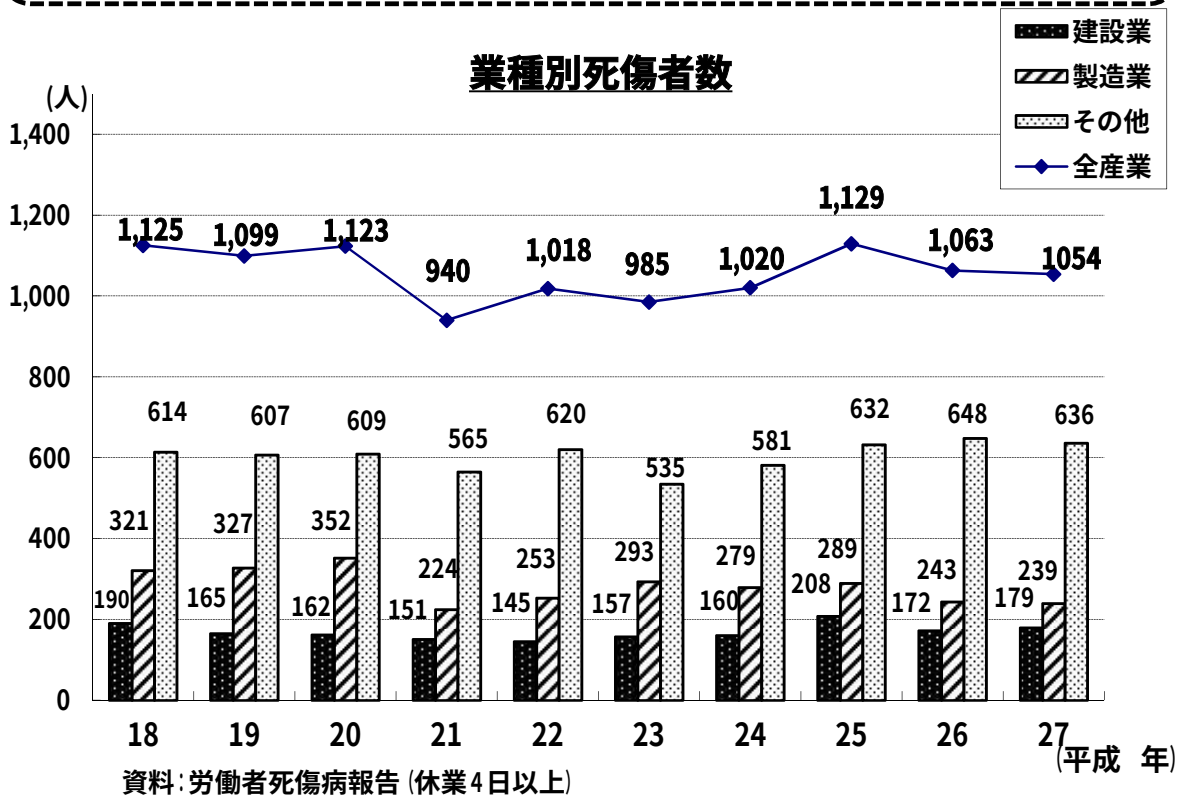

資料：労働者死傷病報告（休業４日以上）

業種別死亡者数

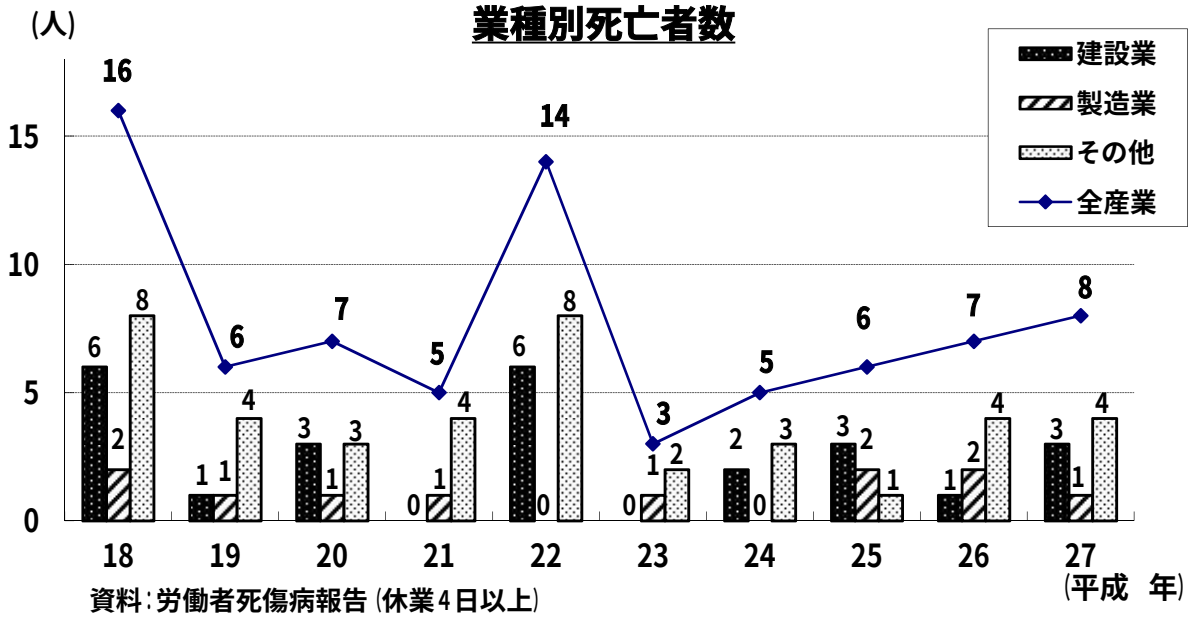

資料：労働者死傷病報告（休業４日以上）

【資料3】

佐賀県における労働災害発生状況（平成２７年）

【確定版】　　（単位：人）　佐賀労働局

業種＼署	佐賀		唐津		武雄		伊万里		合計		前年同期		増減数(死傷者)	増減率(死傷者)
	死傷者	死亡者	死傷者	死亡者	死傷者	死亡者	死傷者	死亡者	死傷者	死亡者	死傷者	死亡者		
製造業	143		38		24	1	34		239	1	243	2	-4	-1.6%
鉱業	1		2				1		4		3		1	33.3%
建設業	97	2	29		39		14	1	179	3	172	1	7	4.1%
運送業（運輸交通業、貨物取扱業）	124		5		18	1	16		163	1	186	1	-23	-12.4%
内、陸上貨物運送事業	115		4		17	1	16		152	1	175	1	-23	-13.1%
農林業	11		6		3		3		23		23	1		0.0%
畜産・水産業	17		3		1		1		22		16		6	37.5%
第三次産業	256	1	59		74	1	35	1	424	3	420	2	4	1.0%
内、商業	103	1	16		24		13	1	156	2	150	1	6	4.0%
内、社会福祉施設	31		17		12		9		69		72		-3	-4.2%
内、飲食店	25		3		5		1		34		24		10	41.7%
合計	649	3	142		159	3	104	2	1,054	8	1,063	7	-9	-0.8%

前年同期	646	2	130		195	4	92	1	1,063	7
増減数(人)	3	1	12		-36	-1	12	1	-9	1
増減率(%)	0.5		9.2		-18.5		13.0		-0.8	

（注）労働者死傷病報告（休業４日以上）による。死亡者数は内数。

佐賀県における死亡労働災害の概要

【平成２８年】　　平成２８年　４月　30日現在

№	業種	管轄署	発生月	時刻	性別	年齢	事故の型	起因物	発生状況
1	建設業	唐津	1月	9時頃	男	20歳代	墜落・転落	仮設物・建築物・構築物等	屋根葺き替え工事において、瓦撤去後に屋根をシートで覆ったが、降雨で工事箇所から雨漏りがするため、小雨の中でもう一枚シートを上に掛け固定する作業中に、軒先(高さ約5m)から地上に墜落した。(3日後に死亡。)
2	建設業	佐賀	3月	１７時頃	男	50歳代	墜落・転落	締固め用機械	河川局部改築工事において、堤防上で搭乗式振動ローラを移動中に堤防斜面を振動ローラと共に３．２m下の仮設通路上に転落した。

※表中の業種、業務上外等については、未確定のものも記載している。

【平成２７年】

№	業種	管轄署	発生月	時刻	性別	年齢	事故の型	起因物	発生状況
1	建設業	佐賀	1月	10時頃	男	60歳代	激突され	動力クレーン等	道路路肩に照明灯を設置する工事現場において、重量約１．８４トンの荷を移動式クレーン（つり上げ荷重２．９３トン）で荷卸し中、移動式クレーンが横転し、地上作業員が移動式クレーンとガードレールの間に挟まれた。（8日後に死亡。）
2	建設業	伊万里	1月	14時頃	男	50歳代	激突され	荷	ごみ処理施設建設工事現場において、台車に載せて運んできた制御盤（高さ約２．３５m×幅約１．２m×奥行約０．８m、重量約３５０kg）を作業員4人で台車から降ろす作業中、制御盤が転倒してその下敷きとなった。
3	商業	伊万里	2月	5時頃	男	60歳代	交通事故	乗物	バイクで新聞配達途中、配達先の敷地から一般道路に出た際、直進してきた自動車と衝突した。（翌日死亡。）
4	通信業	武雄	4月	21時頃	男	40歳代	交通事故	乗物	バイクで配達中、県道の緩やかなカーブ脇の水路（深さ約2m、コンクリート製）縁に顔面をぶつけた状態で発見された。 当日の天候は、雨時々くもりで、道路にはガードレール及び外灯は無かった。
5	製造業	武雄	4月	１４時頃	男	１０歳代	崩壊,倒壊	金属材料	床上操作式天井クレーン（つり上げ加重２．８トン）を使用しH鋼材を建設用鋼材の上に仮置きしたところ、被災者側にH鋼材が倒れて他の建設用鋼材との間に挟まれた。
6	建設業	佐賀	8月	１６時頃	男	４０歳代	はさまれ、巻き込まれ	その他の建設機械等	下水道管布設工事現場の発進立坑内で作業中、横穴掘削推進機のスクリューに上半身の一部が巻き込まれた。
7	商業	佐賀	11月	5時頃	男	８０歳代	墜落・転落	通路	徒歩で新聞配達を行う被災者が、配達する新聞を抱えたまま倒れているところを発見された。（病院で死亡確認。）
8	運輸交通業	武雄	11月	１１時頃	男	５０歳代	墜落・転落	荷姿の物	荷積み先において、トラックに冷凍魚のブロックを荷積み先の労働者と積込み作業中、積み込む高さを稼ぐため足を乗せていた「冷凍魚のブロック」で足を滑らせ、トラック荷台後部（高さ1.7m）から墜落した。

【資料4】

労働災害発生状況（平成28年1月～4月末）

（単位：人）　佐賀労働局

業種＼署	佐賀		唐津		武雄		伊万里		合計		前年同期		増減数（死傷者）		増減率（死傷者）
	死傷者	死亡者	死傷者	死亡者	死傷者	死亡者	死傷者	死亡者	死傷者	死亡者	死傷者	死亡者	死傷者	死亡者	
製造業	40		12		10		7		69		58	1	11	-1	19.0%
鉱業					1				1		2		-1		-50.0%
建設業	28	1	9	1	6		1		44	2	40	2	4		10.0%
運輸交通業	21		2		5		7		35		32		3		9.4%
貨物取扱業	2								2		7		-5		-71.4%
農林業	2				2		1		5		5		0		0.0%
畜産・水産業	3								3		6		-3		-50.0%
商業	24		4		5		4		37		40	1	-3	-1	-7.5%
その他	48		10		5		8		71		63	1	8	-1	12.7%
合計	168	1	37	1	34		28		267	2	253	5	14	-3	5.5%

前年同期	152	1	38		45	2	18	2	253	5
増減数	16	0	-1	1	-11	-2	10	-2	14	-3
増減率	10.5%		-2.6%		-24.4%		55.6%		5.5%	

（注）労働者死傷病報告（休業4日以上）による。死亡者数は内数。業種区分及び業務上外が未確定のものを含む。

業種別死亡災害発生状況

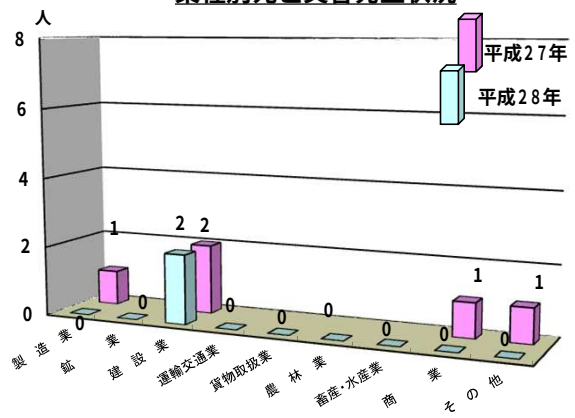

資料：労働者死傷病報告（休業4日以上）より

署別死亡災害発生状況

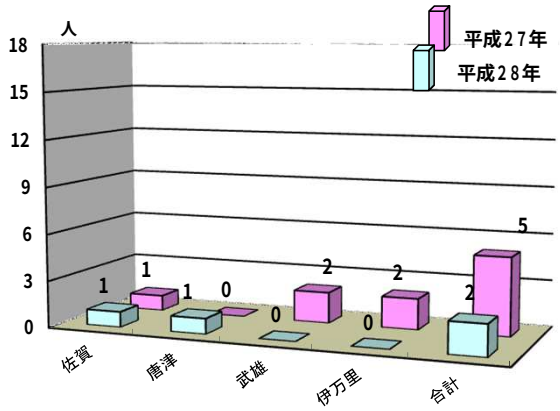

業種別死傷災害発生状況

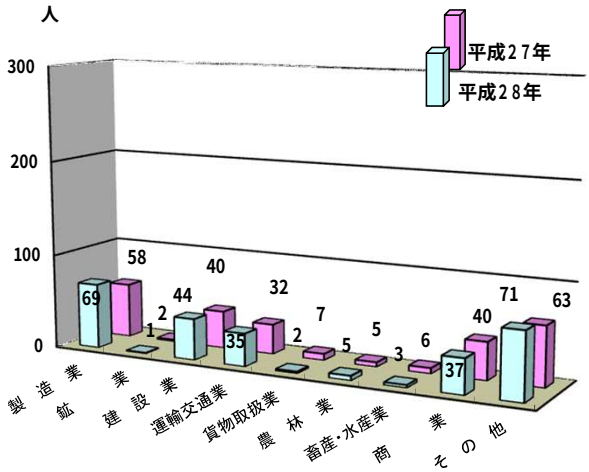

資料：労働者死傷病報告（休業4日以上）より

署別死傷災害発生状況

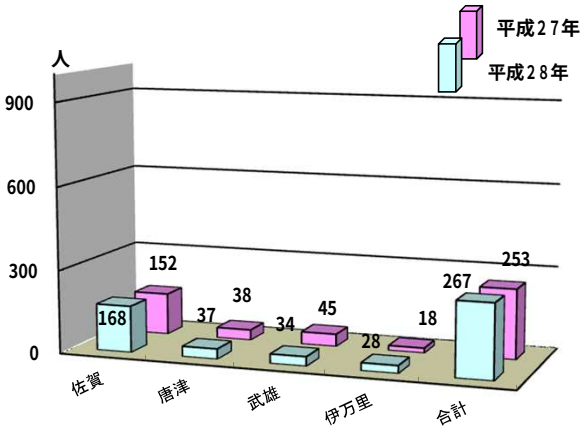

【資料5】

安全衛生優良企業は労働者の安全や健康を守る企業の証です

労働者が安全・健康に働くことができる環境を作ることは、企業にとって不可欠です。
労働者にとっても、企業にとっても、求職者にとっても、ベストな労働環境を目指して―
安全衛生優良企業認定を受けませんか?

安全衛生優良企業

健康

安全

働きやすい

安全衛生優良企業とは?

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。
この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。
基準を満たした企業は、3年間の認定を受けることができ、さまざまなメリットが得られます。

厚生労働省労働基準局安全衛生部
都道府県労働局(労働基準部健康安全主務課)

認定の基準は？

認定の基準の概要は次のとおりです。

詳細は、安全衛生優良企業のホームページをご覧ください。

STEP 1

必要項目を全て満たす

第１　企業の状況として満たしていることが必要な項目

- 労働安全衛生法等の違反の状況
- 労働災害発生状況
- その他優良企業としてふさわしくない事項

優良企業にふさわしいかどうか確認します

第２　企業の取組として満たしていることが必要な項目

- 安全衛生体制の状況
- 安全衛生全般の取組

基本的な取組ができているか確認します

STEP 2

主要な取組・対策ごとに6割以上、全体としては8割以上を取得する

第３　企業の積極的な取組を評価する項目

- 安全衛生活動を推進するための取組
- 健康で働きやすい職場環境の整備（健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働防止対策、受動喫煙防止対策）
- 安全でリスクの少ない職場環境の整備

積極的な活動を評価します

安全衛生優良企業公表制度の背景

誰もが安心して健康に働くことができる会社であることをPRしたい。

労働災害の防止や労働者の健康確保対策は、働く全ての人やその家族にとって大切なことでありながら、積極的に取り組む企業の認知度が高いとは言えませんでした。そのため、この制度は、労働安全衛生対策をより広く認知してもらうこと、そして積極的な取組を進める企業を応援することを目的として作られました。

社員に健康に働いてもらうための企業独自の取組も、評価してもらいたい。

申請の方法は？

申請の方法は次のとおりです。

詳細は、安全衛生優良企業のホームページをご覧ください。

企業

厚生労働省のHPで
自己診断

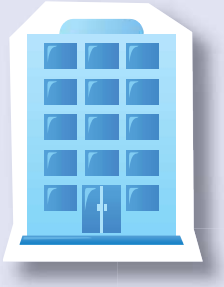

自己診断で
一定基準を
満たす

- ☑ 安全衛生マニュアル
- ☑ 就業規則
- ☑ ○○○○○○○○○

本社管轄労働局への
申請書類の作成

申　請

労働局

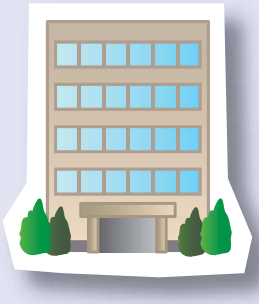

書類審査、
ヒアリング調査の実施

認　定

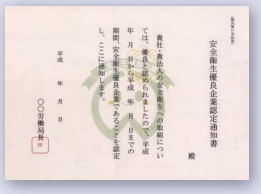

（認定通知書イメージ）

厚生労働省のＨＰに
企業名公表

申請Q&A

Q どんな企業が申請できるのですか？

A 労働者を雇用するすべての企業・法人が対象になり、どんな業種でも申請いただけます。

Q 安全衛生優良企業の認定申請は、企業単位で行うのですか？

A 企業単位での申請となります。認定を受けるには、全ての事業場の取組を含め、安全衛生優良企業の認定基準を達成していることが必要です。

Q 認定期間は何年ですか？

A 3年間です。3年経過した後は、再度申請が必要になります。

Q 自己診断の際に、評価項目を満たしているかどうかの判断はどのように行ったらよいですか？

A ホームページに掲載した各評価項目に、取組事例が記載されていますので、参考にしてください。事例は参考なので、同じことを行っていなければ項目を満たしていない、というものではありません。

Q 認定を受けた後に、要件を満たせない評価項目が発生した場合には、どうすればよいですか？

A 何らかの事情により満たせない評価項目が発生し、認定基準を満たさなくなった場合には、認定証を返納していただく必要がありますので、認定を受けた労働局までご相談ください。

認定のメリットとは？

優良企業に認定されると、厚生労働省のホームページで企業名が公表されます。
また、安全衛生優良企業マークが名刺や商品などに使用でき、さまざまな場所で
PR することができます。それによって、以下のような効果が生まれます。

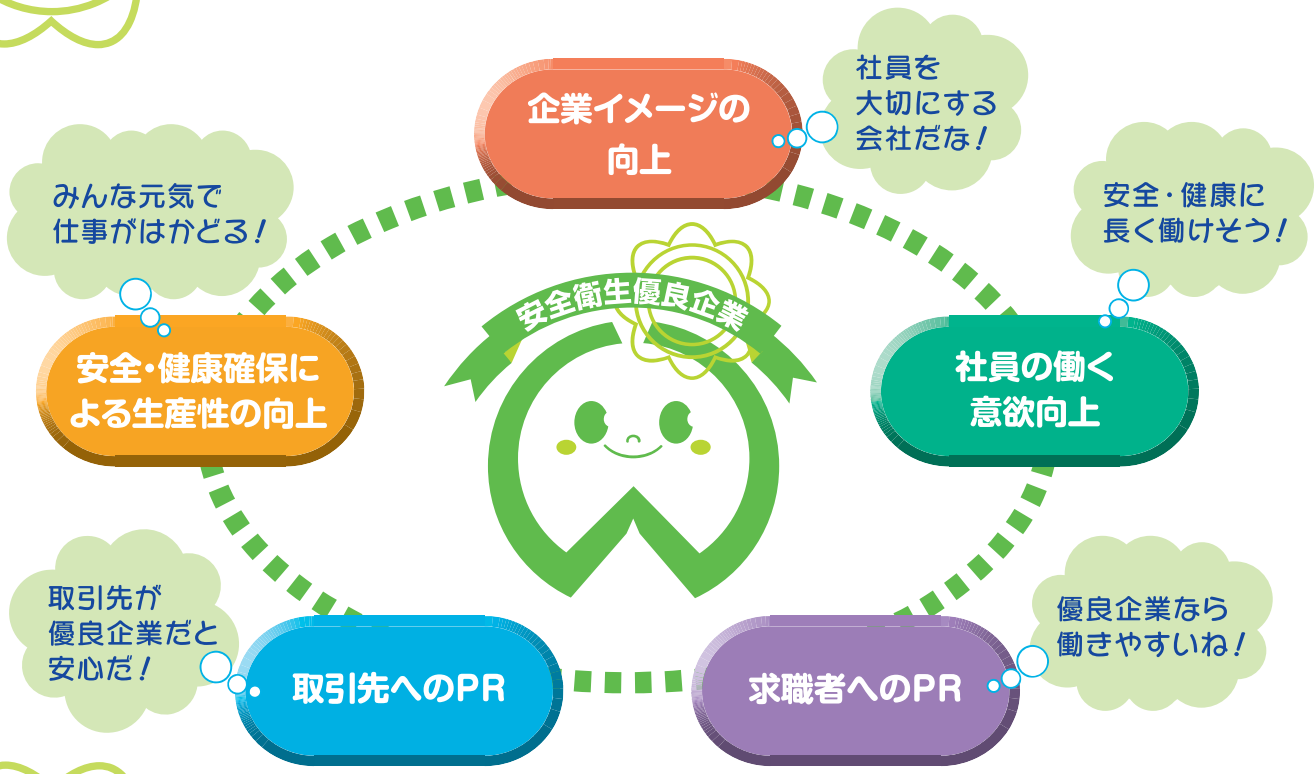

ホームページ

安全衛生優良企業についての情報は、ホームページをご覧ください。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html

お問い合わせは

都道府県労働局労働基準部健康安全主務課へ

受付時間　8時30分から17時15分まで（土曜日・祝日・休日・年末年始を除く）

働く人の安全と健康こそ企業の業績

認定制度を活用しましょう！